

熊本県の今夏における節電の取組について

平成26年5月28日
電力不足問題検討部会

1 国からの2014年度夏季の省エネルギー対策の要請

【期間】 H26.7.1（火）～H26.9.30（火）の間の平日
(お盆期間8月13日（水）～8月15日（金）を除く)

【時間帯】 9時から20時

【内容】 数値目標を設けない節電協力要請

- ・現在定着している節電の取組が、国民生活、経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で確実に行われるよう、節電の協力を要請。
- ・高齢者や乳幼児等弱者、熱中症等への健康被害に対して配慮。

2 県の取組期間 平成26年6月2日（月）～平成26年9月30日（火）

国からの要請を受けて、本県も期間を設けて節電の取組を行う。なお、節電協力要請期間において効果的な節電行動を促すため、節電協力要請期間前から県民や事業者に普及啓発や情報提供等を行うものとする。

3 県の取組内容について

（1）普及啓発、支援等

ア 県民や事業者への普及啓発

（ア）県ホームページ等による節電の呼びかけ

- ・県ホームページでの節電・省エネに関する情報の提供、節電の呼びかけ。
- ・県政ラジオ、テレビ等における節電を呼びかけ。

（イ）くまもと県民節電所サイトを活用した省エネ行動の促進

- ・くまもと県民節電所サイトを活用した、省エネアドバイスや、電力需給ひつ迫時における情報の発信。
- ・「くまもと県民節電所サイト」の登録を促進することによる県内の節電の取組の見える化。

(ウ) グリーンカーテンの普及（県庁舎等で実施）

- ・県の率先行動として、県庁舎等約30施設において5月～10月にかけてアサガオやゴーヤ等によるグリーンカーテンを実施し、普及啓発を行う。
- ・「くまもとらしいエコライフ※県庁グリーンカーテン植え付けイベント」を5月30日に県庁で開催。

※「くまもとらしいエコライフ」

くまもとの県民性（もっこす・わさもん等）を生かしながら、くまもとの気候や風土、習慣などに合わせて、県民それぞれが続けられるスタイルを選び、生活に取り入れ、県民総ぐるみで環境を大切にくらすこと。

「もっこす」：昔ながらの知恵や技を生かす 「わさもん」：最新の技術を取り入れる

(エ) ライトダウンの実施

県民・事業者等が節電に取り組む契機とするため、**県内一斉消灯を実施。**

- ・全国共通の実施日2回（6／21夏至、7／7七夕）に加え、県独自の実施日2回（7／23大暑、8／7立秋）を実施する。
- ・事業者に対しては、ライトダウンへの参加について業界団体等を通じて呼びかけ。
- ・参加施設数・施設名等について、とりまとめてホームページ等で公表予定。

(オ) 地球温暖化防止活動推進員による節電の呼びかけ

県内各地で活動されている81名の「地球温暖化防止活動推進員」を通じた、各地域におけるきめ細やかな啓発の呼びかけ。

(カ) 出前講座の実施

小・中学校の授業や事業所の研修会等に出向き、「くまもとらしいエコライフ」を通じた省エネ型ライフスタイルの定着を図る出前講座の実施。

(キ) 省エネセミナーの実施

7月に県内企業を対象とした県主催の省エネセミナーを開催。

イ 県内市町村・関係団体等との連携

全県的な節電行動につなげるため、市町村や関係団体、所管団体に対して、節電の取組について周知及び協力をお願いするとともに、県の節電の取組についての情報提供を行う。

ウ その他

省エネルギー設備等モデル導入補助金（一般住宅・中小企業等に省エネ設備導入の補助）による省エネ設備の普及促進。

(2) 県における率先行動

ア 県庁舎における節電の取組

(ア) 節電対策実施に当たっての基本的な考え方

- ・昨夏と概ね同様の節電対策を引き続き実施。
- ・平成26年7月1日から9月30日までの平日において、昨夏並のピーク電力削減の実施。
- ・県民サービス、執務環境への影響を踏まえた節電対策。
- ・省エネチェックリストを作成等、実効性を確保する方策の実施。

(イ) 今夏に実施する節電対策

(空調) • 冷房設定温度（28℃設定）

 • 運転方法の見直し（各棟の時間差による順次運転開始）

(照明) • 執務室一斉消灯（12時15分、18時15分、20時）

 • 執務室照明の減灯（本館：照度750lx→600lx、新館：一部消灯）

 • 共用部照明の減灯（廊下、エレベーターホール等）

 • 駐車場の昼間減灯

(給水) • 給湯器半数停止

 • 冷水器半数停止

(動力) • エレベーター間引き運転

 • 中水装置（汚水を再利用する装置）の運転時間変更

 • 公用車駐車場の排気ファンの一部停止

(機器) • コピー機、パソコン等電気製品の不要時の電源オフ

 • 各課プリンター1台以上停止

 • 冷蔵庫の温度設定の変更（設定温度、弱）

 • パソコンの省エネモード設定

 • ノートパソコンのバッテリー駆動（13時から15時までの間の約1時間程度）

(その他) • 空調時のブラインド使用

 • 入居団体への節電依頼

イ 出先機関等における取組

- ・本庁舎と同様の節電対策を実施するとともに、それぞれの特性に応じた対策に取り組む（熊本県資源エネルギー管理委員会から依頼）。
 - ・県施設以外の施設で業務を行う所属においては、県施設と同様の取組を行うとともに、施設管理者が取り組む節電対策に協力する。
 - ・各施設においては、電力の需給がひっ迫（電力の供給予備率が3%以下）した場合に備え、緊急的な対応及びその手順を決定しておくように通知する。
 - ・県施設以外の施設で業務を行う所属においては、県施設と同様の取組を行うとともに、施設管理者が取り組む節電対策に協力する。
- ※優良な取組（大幅な節電の達成、知恵や工夫による節電等）について、全出先機関に情報提供する。

ウ 勤務における取組

(ア) クール・エコ・スタイルの実施（5月1日～10月31日）

(イ) 定時退庁日（毎週水曜）に追加して、定時退庁日・定時退庁週間の設定及び一斉消灯

毎週水・金を定時退庁日とする。また、8月中旬の1週間及び各所属任意の1週間を定時退庁週間とする。定時退庁日は18時15分までに消灯し、時間外勤務は所属内の1ヶ所に集まって勤務することとする。

(ウ) 休暇取得の呼びかけ

エ 職員の節電意識向上に向けた取組

- ・県の取組の周知徹底を行う。
- ・「くまもと県民節電所サイト」への登録について、職員による集中取組期間を設定（6月2日～9月30日）し、職員の職場、家庭における節電意識向上を図る。

4 その他

(1) 国及び九州電力（株）との連携

ア 県民及び事業者の皆様から寄せられる情報や要望等があった場合、国及び九州電力（株）に対して、情報提供を行うとともに、必要な対策等についての要請を行う。

イ 情報収集等にあたっては、エネルギー政策が情報連絡の窓口となる。

(2) 更なる節電対策に関する方針

国や九州電力（株）から更なる節電協力要請があった場合、又は電力の需給状況等を踏まえて対策が必要と判断される場合は、その都度、電力不足問題検討部会において、新たな対策の検討を行う。